

報道関係者 各位

令和 8 年 8 月 5 日(水)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 佐野 晃

主席地方賃金指導官 柳澤 敦子

電話番号 052(972)0258

愛知県最低賃金の改正について

- 1 愛知地方最低賃金審議会（会長 中山徳良）は、本年 7 月 2 日(木)、愛知労働局長(前局長 小林洋子)から愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、審議を重ねた結果、8 月 5 日(水)、愛知労働局長(局長 久知良俊二)に対し、現行の愛知県最低賃金時間額 1,140 円を 55 円引上げ、時間額 1,195 円に改正決定する旨の答申を行いました。(裏面参照)
- 2 この答申を受けて愛知労働局長は、本年 10 月 1 日(木)からの効力発生(予定)に向けて異議申出などの所要の手続を行うこととしています。
- 3 なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「愛知県最低賃金」です。

「特定最低賃金」については、今後、同審議会において改正決定の審議が行われます。

「愛知県最低賃金」改正決定状況

令和 8 年 8 月 5 日答申

	現行最低賃金額	答申最低賃金額			参 考
	効 力 発 生 日 令和 7 年 10 月 18 日	効力発生予定日 令和 8 年 10 月 1 日	引上額	引上率	前年の 引上額
時間額	1,140 円	1,195 円	55 円	4.82 %	63 円

愛知労働局ホームページにおいても情報提供しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>

